

2月16日 14時00分 東京地裁103号法廷を支援の輪で埋め尽くそう 原発事故避難者住まいの権利裁判第17回期日

。

住まいの権利裁判第17回期日

2026年2月16日(月)
13時00分 裁判所前集会

14時00分～東京地裁103号法廷

次回期日は本人尋問が16:30まで予定されているので報告集会は中止とします。
よろしくお願ひいたします。

第18回期日(原告本人尋問)
2月25日(水)13:00東京地裁前集合
13:00～13:30 東京地裁前集会
14:00～ 第18回期日(103法廷)



東電原発事故によって国家公務員住宅に避難区域外から避難した世帯に対し、福島県は、家賃2倍相当の損害金を請求し、退去届の提出を求めています。さらに親族宅に訪問してまで退去を迫り、家族の分断を図っています。これは、避難の権利のみならず、生存権・居住権の侵害に相当します。
2022年3月11日、11名の避難者が、精神的賠償と居住権を求めて裁判に訴えました。